

工事における現場環境改善費の積算要領

農地整備課

1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

3 適用範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、設計金額が1,000万円以上となる屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は見積りを参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は、次のとおりとする。

算出式

$$K=i \cdot Pi+\alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切捨て）

I：現場環境改善費率（単位：%、小数点第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（単位：円、直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費
＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切捨て）

対象額：Pi (円)		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) +	5億円以下の場合	$i=203.6 \cdot Pi^{-0.3077}$
支給品費 +	5億円を超える場合	0.43
官貸額		

イ 率に含まれるものは、別表の実施する内容のうち、計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択に当たっては、地域の状況・工事内容により、組合せ、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

ウ 積上げ計上分（ α ）に現場環境改善費率で計上することが適当でないとは判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各項目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に要する費用の対象額は、5億円を限度とする。

5 設計変更

(1) 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

(2) 当初設計で未計上であった場合も、必要性が認められると判断される場合は、変更設計において計上できるものとする。

(3) 男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の整備については、変更契約において必要な費用を計上できるものとする。

なお、「快適トイレ」設置の取扱いは、別紙のとおりとする。

6 適用

本通知は、令和7年7月1日以降に起工起案する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室、快適トイレの設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献